

## 現場代理人の常駐義務緩和措置の試行について

平成28年4月20日 施行

平成31年2月6日 改正

大磯町工事請負契約約款では、原則として、「現場代理人は、工事現場に常駐すること」を定めており、町が発注する工事契約においては複数の工事を現場代理人1人で重複できません。

しかし、国からの通知及び現下の厳しい社会経済情勢を踏まえ、中小建設業者の受注機会の拡大を図るため、次のとおり現場代理人の常駐義務の緩和を拡大します。

### 1 現場代理人の兼任を認める条件について

大磯町が発注する工事で、次の条件を全て満たすものについては、現場代理人1人につき2件の工事まで現場代理人の兼任を認めます。

- (1) 1件が2,500万円（建築一式工事は1,500万円）未満の工事同士の組み合わせであること。
- (2) 現場代理人が、発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡が取れる状態であること。
- (3) 現場代理人は、発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
- (4) 現場代理人が、作業期間中にやむを得ず工事現場を離れる場合は、必ず連絡員が常駐し、携帯電話等により常時連絡が取れる状態を確保し、発注者又は監督員との連絡に支障を来さないこと。
- (5) 現場代理人の兼任を認める旨、入札公告又は指名通知書に記載があること。ただし、工事の特殊性などの要因で現場代理人の常駐が施工管理上必要な場合は、常駐を要するものとし、入札公告又は指名通知書に記載がありません。

### 2 現場代理人を兼任しようとする場合の手続について

契約書の提出と同時に、「現場代理人兼任届出書」2部に所定の事項を記入し、政策総務部財政課管財係へ提出してください。

### 3 留意事項等

- (1) 受注者は、兼任配置としたことにより安全管理の不徹底に起因する事故等が起きることが無いよう、より一層配慮してください。
- (2) 受注者は、兼任配置とした工事について、工期内の履行を徹底してください。
- (3) 兼任配置とされた現場代理人は、作業期間中、移動中を除き、両工事の現場を同時に不在とすることはできません。また、現場代理人が作業期間中にやむを得ず工事現場を離れる場合は、連絡員が必ず常駐してください。

- (4) 兼任配置したことにより現場体制に不備が生じたり、不良な工事となった場合、工事成績評定への反映や競争入札参加停止等必要な措置をするので注意すること。
- (5) 平成31年4月1日以降に公告又は指名通知する工事が対象となります。